

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	銀行告示
信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	信金告示
労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	労金告示
農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準	農協告示
銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）	改正告示
農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号）	改正農協告示

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行告示の該当条項を指します。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>第 28 条第 1 項第 2 号では、連結自己資本比率の計算において、その他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金を除く。）はコア資本に係る基礎項目の額に算入されるものとされている。したがって、「退職給付に係るものの額」（退職給付会計に関する会計基準の改正により平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末の財務諸表から適用される、連結貸借対照表の純資産の部における「退職給付に係る調整累計額」に相当する額）はコア資本に係る基礎項目の額に算入されることとなり、「退職給付に係るものの額」が正の値の場合にはコア資本に係る基礎項目の額が増加し、負の値の場合にはコア資本に係る基礎項目の額が減少するとの理解でよいか。</p> <p>なお、改正告示附則第 6 条では、その他の包括利益累計額に係る経過措置の期間を 5 年としているが、土地再評価差額金に係る経過措置と同じ 10 年としていただきたい。</p> <p>また、上記退職給付会計に関する会計基準の改正を前提とすると、単体自己資本比率の計算においては、退職給付会計における未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は自己資本の額の算出において反映させないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の退職給付会計に関する会計基準の改正を前提とすると、その他の包括利益累計額のうち、為替換算調整勘定及び退職給付に係るものの額がコア資本に係る基礎項目の額に算入されることとなり、それぞれ正の値の場合にはコア資本に係る基礎項目の額が増加し、負の値の場合にはコア資本に係る基礎項目の額が減少します。なお、調整項目に係る経過措置と平仄をとる観点等から、改正告示附則第 6 条では 2014 年 3 月 31 日から 5 年間の経過措置を設けています。</p> <p>単体自己資本比率の計算方法についてはご理解のとおりです。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>第 28 条第 1 項第 2 号等において、その他有価証券評価差額金は負の場合であっても自己資本の額に算入されないが、かかる取扱いの趣旨及び預金取扱金融機関の経営の健全性への影響についての考えを明らかにしていただきたい。</p>	<p>その他有価証券評価差額金をコア資本に算入することとした場合、市場動向が悪化した場合に自己資本比率が低下し、貸し渋りを招きかねないなど、実体経済を更に悪化させる恐れがあります。このため、預金取扱金融機関に安定的かつ持続的な金融仲介機能を発揮させるべく、新規制の導入後においてもいわゆる「弾力化措置」と同様の取扱いを恒久的に維持することとしました。</p> <p>なお、預金取扱金融機関が、その保有するその他有価証券の価格変動等に伴うリスクを適切に管理することは重要であり、当局としても、日々の検査・監督を通じて、預金取扱金融機関に対して適切なリスク管理態勢の整備等を促しています。</p>
3	<p>土地再評価法に基づく再評価差額の扱いについて、第 28 条第 1 項第 2 号等においてこれをコア資本に算入しないこととした理由及び再評価積立金との取扱いの差異について明らかにしていただきたい。</p> <p>また、自己資本比率規制上の経過措置の適用に伴い、土地再評価差額金を取り崩すことが可能なように会計上の取扱いについても平仄をとるべきではないか。</p>	<p>新規制は自己資本の質の向上を図る観点から改正を行うものですが、土地再評価差額金は、現行規制でも一定額のみしか補完的項目（Tier 2）に算入できないことに加え、帳簿上の評価額の洗い替えに伴う差額であって、損失吸収力の高い資本ではないことから、新規制においてはコア資本に含めないこととしたものです。ただし、新規制への円滑な移行を図る観点から、10 年間の経過措置を設けています。</p> <p>他方で、再評価積立金については、現行規制においても基本的項目（Tier 1）に算入されるほか、資本組入れが法律上認められていること等を踏まえ、コア資本に算入可能としています。</p> <p>なお、規制上の自己資本は、財務会計の項目を基礎として、損失吸収力等も踏まえ、自己資本の質の確保の観点から規制上の所要の調整を加えたものであり、それぞれの制度趣旨に従い取扱いが決められているものです。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>連結自己資本比率の算出において、コア資本に係る調整項目の一つである「退職給付に係る資産」には、改正後の退職給付会計基準による数理計算上の差異（現行会計基準では簿外の未認識差異）についても適用されるのか。</p> <p>その場合、数理計算上の差異の戻入れはコア資本に算入されるのか。</p>	<p>数理計算上の差異のうち費用処理されない部分については、税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されることとなりますが、当該その他の包括利益累計額に計上される額については、正の値であるか負の値であるかに拘わらず、その額がコア資本に係る基礎項目の額に算入されることとなります。</p>
5	<p>バーゼル銀行監督委員会によるいわゆるバーゼル3はIFRSに基づく会計処理が議論の前提になっていると考えるが、ソフトウェアについては、本邦会計基準による無形固定資産に計上することとなるのに対し、IFRSによると無形固定資産には計上しない場合が多いものと認識している。</p> <p>そのため、このようなソフトウェアに係る会計基準及び会計処理の実体的な差異が解消されるまでの間は、本邦会計基準に基づき財務諸表を作成する国内基準行の自己資本比率の算出において、無形固定資産の額を全額コア資本から控除すると第28条第2項第1号等の取扱いが適当ではないと考える。</p> <p>また、無形固定資産の全額をコア資本から控除すると新規制の取扱いが維持される場合であっても、経過期間を5年から10年に延長するなど、一定の配慮をお願いしたい。</p>	<p>現時点では国内基準行は全て本邦会計基準を用いているところ、ソフトウェアについては、市場換金性が乏しい資産であることを踏まえ、資本の質の向上の観点から、自己資本から控除することとしたものです。ただし、ソフトウェアは会計上耐用年数に亘って費用計上するものであることから、税効果分を勘案した金額を控除対象とすることが許容されるほか、新規制を円滑に実施する観点から、5年の経過措置を設けています。</p>
6	<p>第28条第2項第1号等において、無形固定資産はコア</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>資本に係る調整項目として自己資本から控除されることとなるが、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定及びその他の無形固定資産は、税効果勘案後の額を控除することが可能との理解でよいか。</p>	
7	<p>第28条第2項第1号等では、コア資本に係る調整項目の一つとして無形固定資産が規定されているが、無形固定資産のうち借地権については、営業に不可欠な資産であることやその資産としての特性に鑑み、コア資本に係る調整項目から除外していただきたい。また、無形固定資産のうち電話加入権もコア資本に係る調整項目に含まれるのか。</p>	<p>借地権や電話加入権を含む無形固定資産については、実体の伴わない資産であって一般的にその処分が必ずしも容易ではないとの性質に鑑み、コア資本に係る調整項目に含めることとしています。</p>
8	<p>第28条第2項第1号ロ等に関して、貸借対照表に繰延税金資産及び繰延税金負債を共に計上していない場合、税法上の繰越欠損金について自己資本から控除されることはないとの理解でよいか。</p>	<p>繰越欠損金が存在しないか、或いは繰越欠損金が存在する場合であっても評価性引当金又は繰延税金負債によってその全額が相殺される場合においては、コア資本に係る調整項目としての繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額は零であると考えられます。</p>
9	<p>第28条第2項第2号等においてコア資本に係る調整項目の額に含まれる「自己保有普通株式等」について、その具体的な範囲を明確にしていきたい。</p>	<p>Q&Aにおいて考え方を明らかにいたしますが、例えば連結範囲外の法人等を通じて自己の普通株式等を保有していると認められる場合や、デリバティブ取引を通じて実質的にその損益を負担しているような場合が考えられます。</p>
10	<p>第28条第2項第3号ないし第6号において、金融機関等の対象資本調達手段のうち一定額がコア資本に係る調整項目の額に含まれているが、海外営業拠点又は海外拠点を有さず国際的な活動を行わない地域金融機関につい</p>	<p>金融システム内での金融機関同士の実質的な資本の持合等に伴う、金融システム全体のリスク（システムミック・リスク）の顕在化を抑制する観点から、国際統一基準と概ね同様に、他の金融機関等の対象普通株式等のうち一定限度を超えた保有分につい</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	ても、国際統一基準行と概ね同様の厳しい自己資本控除の規制を適用する理由について教えていただきたい。	てはコア資本に係る調整項目として自己資本から控除する等、その取扱いの見直しを行ったものです。
11	<p>国内基準行が生命保険相互会社の基金を保有している場合であっても、当該生命保険相互会社が当該国内基準行のコア資本に算入される資本調達手段を保有していない場合には、第 28 条第 2 項第 4 号ないし第 6 号の適用対象とならないという理解でよいか。</p> <p>また、第 28 条第 2 項第 3 号の意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段については、コア資本に係る調整項目として自己資本から控除されることとなるものの、適用日から 5 年間は、改正告示附則第 8 条第 1 項の適用により、段階的にコア資本に係る調整項目に算入されるとの理解で良いか。</p>	<p>前段のご質問については、当該基金の要項における具体的な内容を確認いただく必要はありますが、一般論としてはご理解の通りです。また、後段のご質問については、ご理解のとおりです。</p>
12	<p>第 28 条第 2 項第 5 号又は第 6 号等によりその額の一部がコア資本に係る調整項目の額に含まれる繰延税金資産の額（一時差異に係るものに限る。）について、以下の 4 点を確認したい。</p> <p>① 繰延税金資産の額（一時差異に係るものに限る。）とは、有価証券報告書の「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」に記載している、繰延税金資産と繰延税金負債との差額（繰延欠損金を除く。）との理解でよいか。</p> <p>② 貸借対照表に記載している再評価に係る繰延税金負債との相殺は可能か。</p>	<p>① 自己資本比率計算上の繰延税金資産の額の具体的な算出方法については Q&A でお示しします。</p> <p>② 改正告示附則第 5 条第 2 項により、施行日から 10 年間は相殺することが可能です。</p> <p>③ 今後 Q&A で算出方法を明確化させていただきますが、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益に関して生じた繰延税金資産及び繰延税金負債については、第 29 条第 11 項等によりコア資本に係る調整項目の算出の対象には含まれません。</p> <p>④ ご理解のとおりです。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>③ 繰延税金資産及び繰延税金負債の対象には、「その他の有価証券評価差額」や「繰延ヘッジ損益」に関して生じたものは含まれるのか。</p> <p>④ 「退職給付に係るものの額」に係る繰延税金資産については、他の繰延税金資産と同様に、第28条第2項第5号及び第6号、第40条第2項第5号及び第6号並びに第76条の4の適用対象となるとの理解でよいか。</p>	
13	<p>第28条第3項第6号等において、「剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ」と規定されているが、剰余金の配当については法令の規定により制限される場合があり、また、株主総会の決議等が必要となるのではないか。</p>	<p>剰余金の配当について、発行者の適法な意思決定機関が任意に決定することができ、かかる決定を行うことが義務づけられているものでない場合においては、本要件は満たされるものと考えられます。</p>
14	<p>第28条第4項第5号イ等において、「償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること」と規定されているが、発行済の強制転換条項付優先株式であって、発行要項等にかかる確認に関する明文の規定がないものについて、定款や発行要項の見直しが必要となるのか。</p>	<p>既存の強制転換条項付優先株式については、発行要項等において金融庁長官の確認に関する明文の規定がないとしても、その償還に際して自己資本の充実の状況についての当局の確認を受けることが予定されている場合においては、「あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっている」と判断いただいて構いません。</p>
15	<p>強制転換条項付優先株式の内容として、剰余金の配当を行わなかった場合に優先株式の議決権が復活する旨の条項を規定することは、剰余金の配当停止に伴う発行者に対する一切の制約を認めないとする第28条第4項第7号ニの要件に反しないとの理解でよいか。</p>	<p>一般論としてはご理解のとおりです。</p>
16	<p>相対的に経営体力が弱い中小零細企業を主要な取引先</p>	<p>ご意見として頂戴いたしますが、コア資本に係る調整項目につ</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>としている預金取扱金融機関においては、会計基準・金融検査マニュアルに基づき適正な償却・引当が求められる一方で、無税償却・引当の範囲が限定的であることから、有税による償却・引当に伴う繰延税金資産を多額に計上せざるを得ない状況にある。ついては、繰延税金資産（一時差異に係るもの）の発生を防ぐため、なるべく早期に会計と税務の乖離を縮小すべきではないか。</p> <p>また、仮に当該乖離の縮小が困難だとしても、中小零細企業等への継続的・安定的な金融仲介機能を阻害しないようにするため、繰延税金資産を含むコア資本に係る調整項目についての経過措置を5年から10年に延長していただきたい。</p>	<p>いては、新規制を円滑に実施する観点から、5年の経過措置を設けております。</p>
17	<p>第29条第4項等に規定する「他の金融機関等」に含まれる保険会社又は銀行法上の証券専門会社若しくは経営管理会社等が発行する対象資本調達手段についても、改正告示附則第12条における預貯金取扱金融機関、銀行持株会社又は最終指定親会社の発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係る経過措置と同様の経過措置を設けていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、他の金融機関等のうち預貯金取扱金融機関、銀行持株会社又は最終指定親会社以外の者の発行する対象資本調達手段であって対象普通株式等以外であるものについて、新規制の適用日前に取得し、かつ継続して保有している場合に限り、5年をかけて段階的にリスク・ウェイトを上げる内容の経過措置を設けることとします。</p>
18	<p>第29条第4項等の「他の金融機関等の対象資本調達手段」には、他の預貯金取扱金融機関において新規制の経過措置により資本算入されている適格旧非累積的永久優先株、適格旧資本調達手段又は公的機関による資本の増</p>	<p>第8条第6項等において「対象資本調達手段」として定義されているとおり、預金取扱金融機関や保険会社等の規制金融機関の発行する資本調達手段については、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準に</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段も含まれるのか。	において資本算入が認められるものは、「他の金融機関等の対象資本調達手段」に含まれます。
19	第 29 条第 5 項の定義によると、対象普通株式等には、第 28 条第 3 項の要件を満たす普通株式及び同条第 4 項の要件を満たす強制転換条項付優先株式に相当するもののみが含まれることとなり、経過措置により他の預貯金取扱金融機関等において資本算入が認められる適格旧非累積的永久優先株、適格旧資本調達手段及び公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段はこれに含まれないこととなるとの理解でよいか。	ご理解の通りです。
20	第 29 条第 5 項等の少数出資に係る 10 パーセント基準額等の自己資本を基準とする各基準額の算出においては、経過措置を勘案しない完全実施ベースの自己資本の額ではなく、各年度における経過措置を反映した自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額とコア資本に係る調整項目の額の双方に経過措置を反映させるものとする。）としていただきたい。	他の金融機関等への出資等を一定範囲内に抑えることで金融システム内での実質的な資本の持合構造によるリスクの蓄積を回避するとの趣旨に鑑み、少数出資に係る 10 パーセント基準額を含む各基準額は、経過措置を勘案せずに算出するものとしています。
21	日経 225 連動型ファンドや TOPIX 連動型ファンド等、投資銘柄が分散された株式投資ファンドは、金利リスクのヘッジ手段として銀行経営に必要であるため、これらの株式投資ファンドに含まれる他の金融機関等の対象普通株式等の額については、コア資本に係る調整項目の額の算出対象から除外していただきたい。	投資銘柄が分散された株式ファンド等であっても、その一部の構成銘柄の価値が毀損することによって当該株式ファンド等の価値が毀損することはありうるため、コア資本に係る調整項目の額の算出対象に含めることとしています。もっとも、コア資本に係る調整項目の額の算出において、少数出資に係る十パーセント基準額又は特定項目に係る十パーセント基準額を超えない部分

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>仮にこれらの株式投資ファンドに含まれる他の金融機関等の対象普通株式等の額をコア資本に係る調整項目の額の算出において含める必要がある場合、その具体的な計算事例を示していただきたい。</p>	<p>についてはコア資本に係る調整項目の額に含まれず、リスク・アセットの額の算出の対象となります。</p> <p>なお、計算事例については今後 Q&A で明確化いたします。</p>
22	<p>第29条第12項においては「他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段」と規定されているのに対し、第41条第11項においては「他の金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段」と規定されているが、これらの条文において文言が異なっているのはなぜか。</p>	<p>単体自己資本比率の計算においては、第41条第5項第1号に掲げるその他金融機関等に該当する者は、同条第3項に規定する他の金融機関等に包含されることから、第41条第11項においては他の金融機関等のみを規定しています。</p>
23	<p>第40条第2項第1号へにおいて、前払年金費用の額がコア資本に係る調整項目として自己資本から控除される理由を教えてください。また、コア資本に係る調整項目としての前払年金費用について、土地再評価差額金等に係る経過措置と同様に、経過期間を5年から10年に延長していただきたい。</p>	<p>前払年金費用は貸借対照表に計上される資産項目ですが、銀行がその処分等を通じて容易に換金可能な資産ではないことから、コア資本に係る調整項目として自己資本から控除することとしています。</p> <p>なお、前払年金費用を含むコア資本に係る調整項目については、新規制を円滑に実施する観点から、5年の経過措置を設けています。</p>
24	<p>第48条第1項第1号における「資産」には、株式、外貨建資産、仕組債及び信託受益権等も含まれるでしょうか。</p> <p>また、投資信託等の複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）をルックスルーして信用リスク・アセットの額を算出する場合、裏付資産の個別銘柄毎の「時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額」を自</p>	<p>本号における「資産」には、株式、外貨建資産、仕組債及び信託受益権等も含まれます。なお、投資信託等に関して裏付資産の個別銘柄毎の「時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額」を自社において把握することが困難な場合に、当該投資信託等の委託会社等の基準価額の算出を行う者から必要な情報を取得した上で合理的な方法によりこれを算出することも認められます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	社において把握することが困難な場合に、当該投資信託等における委託会社等から裏付資産の帳簿価額等の情報を取得して算出することは可能でしょうか。	
25	標準的手法を採用する国内基準行が国際統一基準行の発行する Tier 2 資本調達手段を保有する場合、当該国際統一基準行との間で資本調達手段の意図的な持合いが存在しない限り、第 76 条の 2 の 3 により 250 パーセントのリスク・ウェイト（ただし、改正告示附則第 12 条により適用日から 15 年間は 100 パーセントのリスク・ウェイト）が適用されるとの理解でよいか。	ご質問の場合については、保有する当該 Tier 2 資本調達手段が、新たな国際統一基準（平成 25 年 3 月 31 日より適用）における Tier 2 資本調達手段の要件を満たさない場合には、改正告示附則第 12 条第 2 項に従い、改正告示の適用日である平成 26 年 3 月 31 日から 15 年間、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されます。他方、当該 Tier 2 資本調達手段が上記 Tier 2 資本調達手段の要件を満たす場合には、改正告示の適用日である平成 26 年 3 月 31 日に保有していたものについては、改正告示附則第 12 条第 1 項により 100 パーセントから 250 パーセントに段階的に引き上げられるリスク・ウェイトが適用され、また、当該適用日より後に保有することとなったものについては 250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されることとなります。
26	新規制への対応に必要な期間に鑑み、預金取扱金融機関以外の金融機関等との意図的持合の対象となる取引は、改正告示の国内基準行への適用日である平成 26 年 3 月 31 日以降に発生したものに限定していただきたい。	具体的な取扱いについては、今後監督指針の改正により明確化することを予定しています。
27	標準的手法において、証券化エクスポージャーに係る所要自己資本の額又はリスク・アセットの額につき、内部格付手法の場合と同様に、原資産に対して算出される所要自己資本の額（又は原資産に対して算出されるリスク・アセットの額）を上限とする規定を設けるべきであ	ご意見として承りました。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	る。或いは、国内基準行に限定してでも本邦における先行的な導入を検討すべきである。	
28	特定項目のうちその他金融機関等の普通株式をトレーディング勘定で保有している場合における、当該普通株式のうち調整項目の額に含まれない部分のリスク・アセットの計算方法を明確化していただきたい。	ご意見を踏まえ、マーケット・リスク相当額を計算する場合の取扱いを明確化いたしました。
29	現行銀行告示第8条第1項第1号等において意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の範囲から除かれる救済金融機関等の資本調達手段は、第29条第9項第1号等の「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」に含まれるか。	一般的には、救済金融機関等の資本調達手段は、第29条第9項第1号等の対象に含まれるものと考えられます。
30	平成10年3月30日以前に信用金庫が取得した信金中央金庫の普通出資については、信金告示第4条第2項第5号及び第13条第2項第5号の信用金庫連合会の対象普通出資等の額の適用範囲外としていただきたい。仮にかかる取扱いが困難な場合であっても、信金告示第70条の3第2項により信用金庫連合会の対象普通出資等のうちコア資本に係る調整項目の額に含まれなかった部分につき250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるとの取扱いについて、経過措置を設けるなど、一定の配慮をいただきたい	ご意見を踏まえ、信金告示第70条の3第2項に基づく信用金庫連合会の対象普通出資等に係るリスク・ウェイトの250パーセントへの引上げについて、5年かけて段階的にリスク・ウェイトを上げる内容の経過措置を設けることといたします。
31	現行の労金告示第6条においては、労働金庫が保有し	労働金庫による労働金庫連合会に対する出資については、協同

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ている労働金庫連合会の資本調達手段について、その全額が控除項目としての意図的保有から除外されているが、新規制においては、連合会向け出資に係る二十パーセント基準額が設定されており、これを超えた額がコア資本に係る調整項目の額として自己資本から控除される。かかる規制の見直しの理由を教えてください。</p>	<p>組織の枠組み全体における中央機関の役割や、中央機関は基本的に傘下機関より資本調達せざるを得ないという資本調達構造の実態を踏まえつつも、協同組織システム内における持合構造に伴うリスクを適切に捕捉する観点から、規制の見直しを行ったものです。</p>
32	<p>農協告示第4条第1項等及び改正農協告示附則第2条第1項においては、回転出資金について、経過措置として適用日から5年間は一定額をコア資本に係る基礎項目の額に算入可能とし、最終的にはコア資本に係る基礎項目の額に算入できないこととしているが、全国中央会が制定した模範定款例においては回転出資金は損失金の補填に充当されることが前提とされており、他の資本と損失吸収力は変わらないほか、損失補填の事象が生じなかったとしても、5年経過時点では払出しが実際に行われ、会計上もその時点において調整すべき残高は零になるものであることから、農業協同組合特有の制度でもある点も踏まえ、コア資本に係る基礎項目の額に算入できる取扱いとしていただきたい。</p>	<p>回転出資金については、損失の補填に充てることができる一方で、経済実態としては、配当の繰延べであり、いずれ社外流出することが予定されています。このように、コア資本に係る基礎項目の額に算入される普通出資や非累積的永久優先出資と比べ、損失吸収力の劣る出資金であることに鑑みて、コア資本に係る基礎項目の額には含めない取扱いとしております。ただし、新規制を円滑に実施する観点から、10年の経過措置を設けています。</p>
33	<p>農協告示第47条の3第2項において、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち組合が保有している農協系統上部団体向けの対象資本調達手段等について、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されると規定されているが、適用時期が平成26年3月末と早急であること等か</p>	<p>ご意見を踏まえ、5年をかけて段階的にリスク・ウェイトを引上げる内容の経過措置を設けることとします。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ら、当該リスク・ウェイトの引上げの見直しをお願いしたい。</p> <p>また、当該リスク・ウェイトの引上げの見直しが困難な場合であっても、リスク・ウェイトの低減や適用時期の延期あるいは段階的な適用について配慮いただきたい。</p>	
34	<p>改正告示附則第3条第2項等により経過措置が定められている劣後債等の適格旧資本調達手段について、「バーゼル3に関するQ&A」等において、数値例を用いた具体的な取扱いを明確にしてほしい。</p>	<p>ご要望として承りました。</p>
35	<p>改正告示附則第3条第2項における第28条第1項各号に掲げる額の合計額及び第40条第1項各号に掲げる額の合計額には、改正告示附則第3条第1項又は第2項の資本調達手段に係る経過措置による自己資本算入額は含まれないとの理解でよいか。</p> <p>また、改正告示附則第3条第2項における同条（第28条）第2項各号に掲げる額の合計額は、改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置を反映する前の額という理解でよいか。</p>	<p>いずれもご理解のとおりです。</p>
36	<p>改正告示附則第3条第2項の適格旧資本調達手段に係る経過措置及び同附則第5条第1項等の土地再評価差額金に係る経過措置について、同附則第12条第2項の適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置と平仄をとり、経過期間</p>	<p>15年間の経過措置は適格旧非累積的永久優先株のみに適用されることとしており、適格旧資本調達手段に係る経過措置及び土地再評価差額金に係る経過措置については、経過期間を原則どおり10年としております。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	を 15 年間としていただきたい。	
37	改正告示附則第 12 条第 2 項の適用対象には、国際統一基準行が発行した資本調達手段であって適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものも含まれるとの理解でよいか。また、これらのもののうち、平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間に発行されたものも対象に含まれるのか。	国際統一基準行が発行したのも含まれますが、国際統一基準行の発行する資本調達手段のうち、平成 25 年 3 月 31 日から適用される新たな国際統一基準におけるバーゼル 3 準拠の要件を満たすものは、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するとは認められないこと、また、国際統一基準においては平成 25 年 3 月 31 日以降に上記要件を充足しない資本調達手段を発行しても資本算入が認められないことに注意が必要です。
38	欧米においてバーゼル 3 の実施が遅れていることや、昨今の経済情勢等を踏まえると、国内基準行に対する規制の見直しの時期を見直すべきではないか。	国内基準行に係る今般の自己資本比率規制の見直しは、金融システムの健全性を向上させるため、自己資本の質・量の向上等を図るバーゼル 3 の国際的な議論も参考にした上で、我が国の実情を十分に踏まえながら、我が国における金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭におき、必要な規制の見直しを行うものです。かかる規制の見直しについては、実体経済や地域における金融仲介機能の発揮に悪影響を及ぼすことなく、新規制を円滑に実施させるべく、国際統一基準の実施より 1 年遅れの 2014 年 3 月末から実施されるほか、原則 10 年間の経過措置を設けるなど、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施することとしています。 なお、米国及び欧州連合においては、バーゼル 3 の早期実施に向けた取組みが行われているものと承知しております。
39	国内基準の枠組み及び最低水準と、国際統一基準行の枠組み及び最低水準の差異について、当局から十分に周知していただきたい。また、国内基準行が、株主等の投	差異の周知の点についてはご要望として承りました。なお、国際統一基準を踏まえた情報開示の点についてはご理解のとおりですが、この場合には、不正確又は不適切な情報開示による投資

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>資家から国際統一基準を踏まえた情報開示を求められた場合、これは各行が任意に対応すべきものとの理解でよいか。</p>	<p>家の誤解や混乱等を生じさせないように、適切な情報開示がなされる必要があります。</p>
40	<p>平成24年金融庁告示第81号附則第2条の改正については、本改正により、国内基準行にも平成26年3月末から中央清算機関関連エクスポージャーに対する資本賦課が求められるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
41	<p>国内基準行に関するいわゆる資本保全バッファの取扱いについて、早期に明らかにしていただきたい。</p>	<p>ご要望として承りました。</p>
42	<p>平成24年12月12日にパブリックコメントに付された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、国際統一基準行については、①主要なリスクは普通株式等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本でカバーすること、また、②アウトライヤー比率の計算には総自己資本の額を用いることとされているが、本改正により国内基準における自己資本の定義が変更されることを踏まえ、本改正適用後の国内基準行についての考え方を、早期に明らかにしていただきたい。</p> <p>また、現在、Tier 1 及び Tier 2 を用いて計算している大口信用供与等規制における信用供与等限度額の計算方法についても、本改正適用後の考え方を、早期に明らかにしていただきたい。</p> <p>仮に本改正後の自己資本を基礎として規制を定めるのであれば、経営に大きな影響を与えないよう、ご配慮い</p>	<p>ご要望として承りました。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	ただきたい。	
43	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針」3-2-1-1-3「監督手法・対応」中の(2)「資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認」について、本改正を踏まえた見直しを行わないのか。特に劣後ローンや劣後債の劣後特約事由等について見直しが必要ではないか。</p>	<p>今後検討を行う予定です。</p>